

# 雇用保険を受給中の皆様へ 失業認定日についてのお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、ハローワークにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、期間を定めた限定的な特例措置を設け、当面の間（令和2年4月30日までの期間）の失業認定日について以下により認定日の変更等の取扱いを行います。（感染の拡大等の状況を踏まえ、取扱いが延長される場合もあります。）

## 👉 認定日の取扱いについて

基本手当の支給を受けるために、原則として4週間（28日）に1回のハローワークが指定した日にハローワーク等へ来所のうえ、失業の状態であった（ある）ことを「失業認定申告書」で申告していただいておりますが、**令和2年3月13日（金）～令和2年4月30日（木）までの間に失業認定日が指定されている受給資格者につきましては、感染を予防する等の理由で現在指定されている失業認定日での来所による認定を懸念する場合は、認定日変更や郵送による証明認定の取扱いが可能です。**

### ○認定日の変更

現在指定されている失業認定日から4週間以内にハローワークへ来所し、失業の認定を受ける方法

### ○郵送による証明認定

現在指定されている失業認定日の翌日から起算して7日以内に「雇用保険受給資格者証」と「失業認定申告書」をハローワークに郵送し、失業の認定を受ける方法

※失業認定申告書の下部備考欄に「新型コロナウイルス感染防止のため安定所への来所が困難」と記載してください。ハローワークで処理後、受給資格者等を返送します。

なお、現在指定されている失業認定日に通常どおり来所いただき、失業の認定手続きを行うことも可能です。

**詳しくは、管轄のハローワークの雇用保険窓口にお問い合わせください。**

